

対象者の主な要件

- 令和8年4月1日から交付対象事業の完了日（令和9年1月31日）までに、沖縄県内において、株式会社または合同会社の設立を行い、その代表者となる者
- 沖縄県内に居住している、または交付対象事業の完了日（令和9年1月31日）までに沖縄県内に居住する予定である者

対象事業の主な要件

沖縄県が地域再生計画に定める社会的事業の分野（※1）において、デジタル技術を活用したスタートアップ（※2）の起業であること。

（※1）地域再生計画において地域の課題としている社会的事業の分野

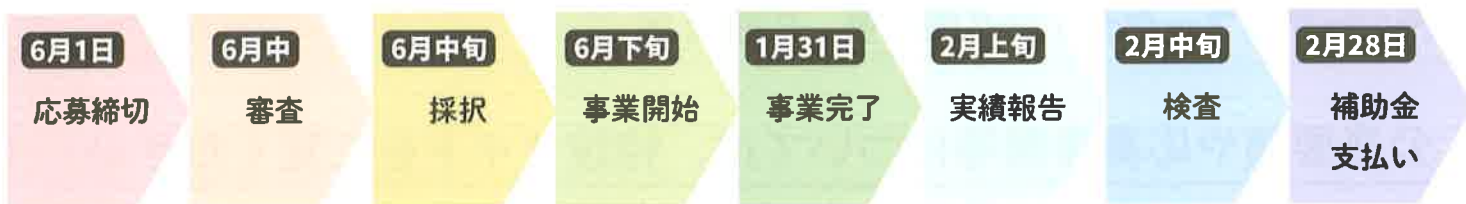
地域活性化関連、環境・エネルギー関連、観光・まちづくりの推進、健康・医療関連、生活の利便性向上関連、社会福祉関連、教育関連、子育て支援、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野による地域課題の解決等

（※2）本事業におけるスタートアップの定義

本事業で支援する「スタートアップ」とは、革新的な技術やアイデアによる新たなビジネスモデルで市場を開拓し、急成長を目指す、比較的創業年数の若い企業（スタートアップ）及び、社会課題の解決を最大の目的とし、経済的持続性と社会的インパクトとの両立を目指す企業（ソーシャル・スタートアップ）を指す。

【注意事項】個人事業としてすでに開業している方が、同一の事業で法人化する場合は、本起業支援金の「対象外」となります。

応募から事業完了までの流れ



← 補助対象期間 → ← 報告・検査期間 →

—— 令和8年4月1日～令和9年1月31日の期間に法人設立 ——→

*令和8年度沖縄県スタートアップ起業支援金は、10組程度を採択予定です。